

運送する旅客の範囲の拡大

【前回会議(7/17)より抜粋】

上市町営バスは市町村運営有償運送（交通空白輸送）であり、その運送しようとする旅客の範囲は「当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本」とされているところ。

今般、上市町地域公共交通網形成計画を策定するにあたって、その輸送しようとする旅客の範囲に「来訪客」も加えることも検討を行っている。

「来訪客」も町営バス（市町村運営有償運送）の輸送する旅客の範囲に加える場合には、「当該地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを当該地域を管轄する市町村長が認める」必要があります。

具体的には、当町及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対して輸送サービスを提供する意思の有無の確認を行い、事業者による輸送サービスの提供が困難であることを確認し、当協議会で報告を行う必要があります。

【バス・タクシー事業者への意思の確認】

令和元年9月24日付け文書にて町及び隣接市町村でバス・タクシー事業者に対し確認。
（確認内容）

町が来訪者（観光客等）を輸送することに異議がないか

【確認結果】

全ての事業者より異議はなかった。

【旅客の範囲の拡大】

今回の報告をもって、町営バス（市町村営有償運送）の輸送の対象に来訪客等も加えることとし、以下の運用開始日以降、運送する旅客の範囲の拡大をいたします。

【運用開始日】

令和2年1月3日（金）

なお、運用開始後30日以内に富山運輸支局へ変更届け出を行う。

